

(表 面)

				記号	番号
保 健 手 当 証 書					
受給権者氏名		明治 大正 昭和	年 月 日生	男・女	
居 住 地					
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第28条第2項の認定年月日	令和                      年        月        日				
※原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第28条第3項ただし書の認定年月日、本人が該当する同項の号及び当該認定に係る身体上の障害の状態	令和                      年        月        日				
	1 第1号該当	{			
2 第2号該当	ロ 身体上の障害が固定していない				
手 当 月 額	金            円	支 給 開 始 年 月	令和        年        月		
手 当 月 額	金            円	改 定 年 月	令和        年        月		
<p>上記のとおり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律によって、保健手当を支給します。</p> <p style="text-align: center;">令和    年    月    日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: right;">(広島市長 長崎市長)</p>					

(A列4番)

(裏 面)

- 1 この証書は、あなたが保健手当の支給を受ける権利があることを証する書類ですから、大切に保管しておいてください。
- 2 氏名や居住地を変更したときなどは、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。
- 3 毎年5月1日から5月31日までに、現況届にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。ただし、※の欄の1のイに該当する場合は、現況届を提出する必要はありません。
- 4 この証書を破ったり、汚したり、又は無くしたりしたときは、新しい証書を交付しますから、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に申請してください。
- 5 この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。
- 6 受給権者が死亡したときは、遺族の方は、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。